

警察署等の再編整備実施計画

平成16年12月
京都府警察本部

目 次

| | | |
|--------------|-------|---|
| はじめに | ----- | 1 |
| 1 再編の背景 | ----- | 2 |
| 2 再編のねらい | ----- | 2 |
| 3 再編の基本的な考え方 | ----- | 2 |
| 4 再編の実施時期 | ----- | 3 |
| 5 再編実施計画 | | |
| (1) 京都市域 | ----- | 4 |
| (2) 京都市域外 | ----- | 7 |
| 6 資料 | ----- | 9 |

はじめに

京都府警察における警察署等の再編整備については、平成15年11月に、京都府内の有識者や自治体関係者等の委員からなる「警察署等のあり方を考える懇話会」から答申が出され、本年4月には、警察署等の再編整備の骨子部分を取りまとめた「警察署等の再編案」を公表し、府民から意見の募集、アンケート調査を行い検討を重ねてきた。その後、答申を尊重するとともに、府民から寄せられた意見を踏まえ、6月には、「警察署等の再編整備構想」を策定し、警察署等の再編整備の全体像を明らかにしたところである。

警察署等の再編整備については、ひたたくり等府民が身近に不安を感じる街頭犯罪が増加する等の現在の治安情勢に的確に対応できる警察署組織を再構築するために実施するものである。ただ、警察署の新設、廃止、管轄区域の見直し、府内31警察署中25警察署におよぶことから、新設や移転する警察施設の用地確保、財政的事情、警察署員数の変動、さらには市町村合併の動向等を勘案しながら実施していく必要があり、単年度で一斉に実施できるものではない。

従って、「警察署等の再編整備構想」について、その実現のためのスケジュールを出来る限り具体的に府民に示し、その意向を踏まえて確実に実施していくことが重要であることから、「警察署等の再編整備実施計画」を策定したものである。

今後は、府民や市町村等関係機関・団体の理解と協力を得ながら、警察署等の再編整備を着実に推進するとともに、「警察署等のあり方を考える懇話会」で提言された、府民等と警察との自発的な協同の推進、街頭犯罪をはじめ身近な犯罪に対する取組みの強化、府民と一体となり府民の視点に立って職務を遂行する高い使命感と倫理意識を持った警察組織づくりを推進し、より高い水準の治安を府民に提供できる京都府警察づくりをすすめていくものである。

1 再編の背景

- (1) 府民と一体となった安全で安心なまちづくり推進の必要性
 - ▶ 治安に対する府民の不安感の増大
 - ▶ 治安悪化の背景にある社会の犯罪に対する抑止力の低下と警察業務の急激な増大
 - ▶ 効率的な警察組織・業務運営、第一線の執行力の強化と、府民と警察が一体となった安全で安心なまちづくりの取組みの推進が重要
- (2) 府民の協力を得にくい警察署等の体制
 - ▶ 警察署については、管轄区域が行政の区域を分断、管理部門の人員が多い、夜間等の体制が弱くなる小規模警察署が多い等警察署の効果的な再配置が必要となっている状況
 - ▶ 交番・駐在所については、所管区が地域住民の活動単位である自治会や元学区等の区域を分断するなどによる、府民に最も身近な治安の拠点である交番機能の低下
 - ▶ 時代が変化し、警察署、交番・駐在所に求められる役割も大きく変化している中で、役割を十分に果たすことのできる警察署、交番・駐在所の体制になっていない状況

2 再編のねらい

- ▶ 交番・駐在所の機能の充実・強化等による地域の防犯力の向上と府民と警察が協力・協働した安全で安心なまちづくりの推進
- ▶ 管理・デスク部門の警察官を交番・捜査員等に再配置し、第一線の執行力を強化

3 再編の基本的な考え方

- (1) 交番・駐在所の機能の充実・強化等による地域の防犯力の向上
 - ア 「空き交番」ゼロに向けた交番の配置・運用の見直し等
 - ▶ 警察署の統廃合により削減した管理・デスク部門等の警察官の交番への再配置
 - ▶ 交番の配置の見直し
 - ▶ 交番相談員の増員・充実
 - ▶ 交番勤務員の運用の見直しによる交番の空き時間の縮減
 - イ 「わがまちの交番」化による地域との密着化、住民・団体等との連携の強化
 - ▶ 地域住民と連携しやすい所管区の設定による地域における安全・安心の核としての交番・駐在所の整備
 - ▶ 交番所長制度の拡大等による住民対応力の強化

- ▶ 駐在所及び駐在所機能を有する交番の都市部での整備

ウ 地域環境に応じた交番の整備と事件・事故対応の強化

- ▶ 地域環境に応じた多種多様な交番の整備
- ▶ 交番の事件・事故対応の強化

エ 交番・駐在所の効果的な配置

- ▶ 交番等の現在までの地域との密着性に配慮し、交番等の位置や所管区の変更を最小限度にとどめ、自治会や元学区の活動単位を分断しないよう所管区を設定（原則として複数の元学区を1交番が担当）する。
- ▶ 元学区を分断しないように所管区を設定していく中で、1つの元学区に複数の交番等が設置されている場合は交番等の移転又は統合を行い、所管区が広大になる場合は交番等を新設する。
- ▶ 警察署の管轄区域の変更に伴い、1つの警察署の管轄区域内に所管区が極めて狭くなった交番等が近接して設置されている場合は、交番等の移転又は統合を行う。
- ▶ 都市化の進展等により治安情勢が大きく変化した所管区、事件・事故の多発する所管区等については、交番等（所管区）を統合して人員を集中配置するなどにより事件・事故対応体制の強化を図る。

(2) 「安全・安心の中核拠点」に相応しい警察署の整備

ア 市(区)町村の所管区域を分断しない警察署の管轄区域の設定

イ 事案対応能力の優れた警察署の整備

- ▶ 警察署の危機管理機能の強化 ～ 突発事案に対する対応体制の強化
- ▶ あらゆる犯罪に対する十分な捜査体制の確保
- ▶ 夜間・休日体制の強化

ウ 警察署等の第一線の執行力の強化

- ▶ 管理・デスク部門の警察官を警察署の捜査員等へ再配置

エ 警察署が廃止される地域等における安心感、利便性の確保

- ▶ 自動車運転免許更新手続のできる交番等の設置
- ▶ 管轄区域を越えた事案対応

4 再編の実施時期

- ▶ 平成17年度から計画的、段階的に実施

5 再編実施計画

(1) 京都市域

| 警察署名 | 再 編 の 内 容 | |
|---------------|---------------|--|
| 北警察署 (仮称) | 管轄区域 | 北区 |
| | 庁舎の位置 | 上鴨署庁舎 |
| | 平成17年度 | ▷ 太秦署が管轄する北区の地域を上鴨署の管轄区域とする。 |
| | 平成19年度 目 途 | ▷ 上鴨署を北署に名称変更する。 ▷ 中立売署、西陣署、下鴨署が管轄する北区の地域を北署の管轄区域とし、上鴨署が管轄する左京区の地域を下鴨署の管轄区域とする。(北署が北区のみを管轄) |
| 上京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 上京区 |
| | 庁舎の位置 | 西陣署庁舎 |
| | 平成19年度 目 途 | ▷ 西陣署を上京署に名称変更する。 ▷ 中立売署を廃止する。 ▷ 中立売署、堀川署が管轄する上京区の地域を上京署の管轄区域とし、中立売署、西陣署が管轄する北区の地域を北署の管轄区域に、中立売署が管轄する中京区の地域を五条署の管轄区域とし、西陣署が管轄する中京区の地域を堀川署の管轄区域とする。(上京署が上京区のみを管轄) |
| 左京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 左京区 |
| | 庁舎の位置 | 下鴨署庁舎 |
| | 平成19年度 目 途 | ▷ 上鴨署が管轄する左京区の地域を下鴨署の管轄区域とし、下鴨署が管轄する北区の地域を北署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | ▷ 下鴨署を左京署に名称変更する。 ▷ 川端署を廃止する。 ▷ 川端署が管轄する左京区の地域を左京署の管轄区域とする。(左京署が左京区のみを管轄) |
| 中京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 中京区 |
| | 庁舎の位置 | 中京区内 |
| | 平成19年度 目 途 | ▷ 中立売署が管轄する中京区の地域を五条署の管轄区域とし、西陣署が管轄する中京区の地域を堀川署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | ▷ 中京署を新設する。 ▷ 堀川署、五条署が管轄する中京区の地域を新設する中京署の管轄区域とする。(中京署が中京区のみを管轄) |

| 警察署名 | 再 編 の 内 容 | |
|---------------|---------------|---|
| 東山警察署 (仮称) | 管轄区域 | 東山区 |
| | 庁舎の位置 | 松原署庁舎 |
| | 平成17年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 松原署を東山署に名称変更する。 ▷ 松原署が管轄する山科区の地域を山科署の管轄区域とする。(東山署が東山区のみを管轄) |
| 山科警察署 | 管轄区域 | 山科区 |
| | 庁舎の位置 | 山科署庁舎 |
| | 平成17年度 | ▷ 松原署が管轄する山科区の地域を山科署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | ▷ 山科署が管轄する伏見区東部地域を伏見署の管轄区域とする。(山科署が山科区のみを管轄) |
| 下京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 下京区 |
| | 庁舎の位置 | 五条署庁舎 |
| | 平成18年度 | ▷ 九条署が管轄する下京区の地域を七条署の管轄区域とし、七条署が管轄する南区の地域を南署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 五条署を下京署に名称変更する。 ▷ 堀川署、七条署を廃止する。 ▷ 堀川署、七条署が管轄する下京区の地域を下京署の管轄区域とし、堀川署、五条署が管轄する中京区の地域を中京署(新設)の管轄区域とする。(下京署が下京区のみを管轄) |
| 南警察署 (仮称) | 管轄区域 | 南区 |
| | 庁舎の位置 | 九条署庁舎 |
| | 平成18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 九条署を南署に名称変更する。 ▷ 七条署、向日町署が管轄する南区の地域を南署の管轄区域とし、九条署が管轄する下京区の地域を七条署の管轄区域に、伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。(南署が南区のみを管轄) |
| 右京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 右京区 |
| | 庁舎の位置 | 太秦署庁舎 |
| | 平成17年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 太秦署を右京署に名称変更する。 ▷ 太秦署が管轄する北区の地域を上鴨署の管轄区域とする。 |
| | 平成18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 京北署を廃止し、大型交番を設置する。 ▷ 京北署が管轄する京北町を右京署の管轄区域とする。 ▷ 亀岡署が管轄する右京区の地域を右京署の管轄区域とする。(右京署が右京区のみを管轄) |

| 警察署名 | 再 編 の 内 容 | |
|---------------|---------------|---|
| 西京警察署 (仮称) | 管轄区域 | 西京区 |
| | 庁舎の位置 | 桂署庁舎 |
| | 平成17年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 桂署を西京署に名称変更する。 ▷ 向日町署が管轄する西京区の地域を西京署の管轄区域とする。(西京署が西京区のみを管轄) |
| 伏見警察署 | 管轄区域 | 伏見区、八幡市の一部地域(飛び地) |
| | 庁舎の位置 | 伏見署庁舎 |
| | 平成18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 九条署、宇治署が管轄する伏見区の一部地域、宇治署が管轄する八幡市の飛び地の地域を伏見署の管轄区域とし、伏見署が管轄する久御山町の一部地域を宇治署の、八幡市の地域(飛び地を除く)を八幡署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 向日町署が管轄する伏見区の一部地域を伏見署の管轄区域とする。 ▷ 山科署が管轄する伏見区東部地域を伏見署の管轄区域とする。 ▷ 伏見区東部地域への大型交番設置の検討 |

(2) 京都市域外

| 警察署名 | 再 編 の 内 容 | |
|--------|----------------------|--|
| 向日町警察署 | 管轄区域 | 向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町 |
| | 庁舎の位置 | 向日町署庁舎 |
| | 平成17年度 | ▷ 向日町署が管轄する京都市西京区の地域を西京署の管轄区域とする。 |
| | 平成18年度 | ▷ 向日町署が管轄する京都市南区の地域を南署の管轄区域とする。 |
| | 平成22年度 以 降 | ▷ 向日町署が管轄する京都市伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 (向日町署が向日市、長岡京市、大山崎町のみを管轄) |
| 宇治警察署 | 管轄区域 | 宇治市、久世郡久御山町 |
| | 庁舎の位置 | 宇治署庁舎 |
| | 平成18年度 | ▷ 伏見署が管轄する久御山町の地域を宇治署の管轄区域とし、宇治署が管轄する京都市伏見区の地域及び八幡市の飛び地の地域を伏見署の、八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とする。(宇治署が宇治市、久御山町のみを管轄) |
| 城陽警察署 | 管轄区域 | 城陽市 |
| | 庁舎の位置 | 城陽署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 八幡警察署 | 管轄区域 | 八幡市（飛び地を除く） |
| | 庁舎の位置 | 八幡署庁舎 |
| | 平成18年度 | ▷ 伏見署、宇治署が管轄する八幡市の地域（飛び地を除く）を、八幡署の管轄区域とする。 |
| 田辺警察署 | 管轄区域 | 京田辺市、綴喜郡井手町・宇治田原町、八幡市の一部地域（飛び地） |
| | 庁舎の位置 | 田辺署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 木津警察署 | 管轄区域 | 相楽郡山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町・南山城村 |
| | 庁舎の位置 | 木津署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 亀岡警察署 | 管轄区域 | 亀岡市 |
| | 庁舎の位置 | 亀岡署庁舎 |
| | 平成18年度 | ▷ 亀岡署が管轄する京都市右京区の地域を右京署の管轄区域とする。(亀岡署が亀岡市のみを管轄) |

| 警察署名 | 再編の内容 | |
|----------------|----------------------|---|
| 園部警察署 | 管轄区域 | 船井郡園部町・八木町・丹波町・日吉町・瑞穂町・和知町、北桑田郡美山町 |
| | 庁舎の位置 | 園部署庁舎 |
| | 平成18年度 | ▷ 京北署が管轄する美山町を園部署の管轄区域とする。(園部署が船井郡、北桑田郡のみを管轄) |
| 綾部警察署 | 管轄区域 | 綾部市 |
| | 庁舎の位置 | 綾部署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 福知山警察署 | 管轄区域 | 福知山市、天田郡三和町・夜久野町、加佐郡大江町 |
| | 庁舎の位置 | 福知山署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 舞鶴警察署 (仮称) | 管轄区域 | 舞鶴市 |
| | 庁舎の位置 | 舞鶴西署庁舎 (現舞鶴東署庁舎は新庁舎建設までの間、舞鶴署分庁舎として利活用する。) |
| | 平成17年度 | ▷ 舞鶴西署を舞鶴署に名称変更する。 ▷ 舞鶴東署を廃止する。 ▷ 舞鶴東署が管轄する舞鶴市の地域を舞鶴署の管轄区域とする。 |
| 宮津警察署 | 管轄区域 | 宮津市、与謝郡加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町 |
| | 庁舎の位置 | 宮津署庁舎 |
| | ▷ 警察署の名称、管轄区域の変更はなし。 | |
| 京丹後警察署 (仮称) | 管轄区域 | 京丹後市 |
| | 庁舎の位置 | 峰山署庁舎 |
| | 平成17年度 | ▷ 峰山署を京丹後署に名称変更する。 ▷ 網野署、久美浜署を廃止し、大型交番を設置する。 ▷ 網野署、久美浜署が管轄する京丹後市の地域を京丹後署の管轄区域とする。 |

注：京北署の廃止、右京署（仮称）による京北町の管轄、園部署による美山町の管轄については、京都市と京北町の合併を前提としている。

6 資料

- ▶ 京都市域の年度別の警察署の管轄区域図
- ▶ 京都市域外の年度別の警察署の管轄区域図